

建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領

1. 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

2. 対象工事

沖縄県土木建築部が発注する土木工事を原則すべて対象とする。

3. 適用

快適トイレ設置の可否について受発注者で協議を行い、可能と判断された工事に適用する。

4. 快適トイレの仕様

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- （１）洋式便座
- （２）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること
- （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの
- （５）照明設備（電源がなくても良いもの）
- （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サンタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- （１０）鏡付きの洗面台
- （１１）便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- （１３）擬音装置
- （１４）着替え台（フィッティングボード等）
- （１５）フラッパー機能の多重化
- （１６）窓など室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

5. 実施方法

- 標準仕様を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。(女性が現場にいない場合は、この限りではない)
- 「快適トイレとして活用するために備える付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。
- 市場に全現場に相当するトイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- 現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。(現場事務所内にあるトイレには適用しない。)
- 監督職員は、「標準仕様」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品」について、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。

6. 積算

- 快適トイレの費用は、45,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※¹を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(90,000 円／2基・月が上限)
 - ※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円(従来品)を除いた額。
- 計上費用は、「積算上の差額」と「45,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限って、1ハウスで90,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- 積算上限額を超える費用については、受注者はイメージアップ経費(率分)の対象として良い。
- 「快適トイレとして活用するために備える付属品」の費用は、計上しない。これらの費用についても、受注者はイメージアップ経費(率分)の対象として良い。

【具体的な計上方法例】

- ①実際に導入した快適トイレ費用60,000 円／基・月の場合(積算上の差額50,000 円)
 - 積算で計上する費用：45,000 円／基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用40,000 円／基・月の場合(積算上の差額30,000 円)
 - 積算で計上する費用：30,000 円／基・月
- ③実際に導入した快適トイレ費用
 - 男女別一体型ハウス100,000 円／2基・月の場合(積算上の差額80,000 円)
 - 積算で計上する費用：80,000 円／2基・月
- ④実際に導入した快適トイレ費用
 - 男女別一体型ハウス200,000 円／2基・月の場合(積算上の差額180,000 円)
 - 積算で計上する費用：90,000 円／2基・月

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。